

1 2 月 8 日 (水)

(第 3 日目)

令和3年第7回南関町議会定例会（第3号）

令和3年12月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第59号 | 南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第60号 | 南関町課設置条例及び南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第61号 | 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第62号 | 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第63号 | 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第64号 | 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第65号 | 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第66号 | 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第67号 | 令和3年度南関町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第10 | 議案第68号 | 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第11 | 議案第69号 | 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第12 | 議案第70号 | 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第71号 | 令和3年度南関町下水道事業補正予算(第3号)について |
| 日程第14 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第73号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第16 | 議案第74号 | 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |

- 日程第17 議案第75号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第18 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第19 議案第77号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第20 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第21 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第22 議案第80号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第23 議案第81号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第24 議案第82号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第25 議案第83号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第26 議案第84号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第27 委員会提出議案第2号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第2 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 西田 恵介 君 | 2番 | 北原 浩一郎 君 |
| 3番 | 中村 正雄 君 | 4番 | 立山 比呂志 君 |
| 5番 | 杉村 博明 君 | 6番 | 井下 忠俊 君 |
| 7番 | 立山 秀喜 君 | 8番 | 打越 潤一 君 |
| 9番 | 鶴地 仁 君 | 11番 | 境田 敏高 君 |
| 12番 | 橋永 芳政 君 | | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

| | | | |
|---------|----------|--------|----------|
| 町 長 | 佐藤 安彦 君 | 税務住民課長 | 東田 彰夫 君 |
| 副町長 | 大木 義隆 君 | 福祉課長 | 田中 龍城 君 |
| 教育長 | 谷口 慶志郎 君 | 経済課長 | 田口 明 君 |
| 総務課長 | 古澤 平 君 | 建設課長 | 嶋 永健一 君 |
| 会計管理者 | 竹崎 俊一 君 | 教育課長 | 赤木 二三也 君 |
| まちづくり課長 | 坂田 浩之 君 | | |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

| | | | |
|--------|---------|----|---------|
| 議会事務局長 | 橋本 清孝 君 | 書記 | 福山 尚樹 君 |
|--------|---------|----|---------|

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は御手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 議案第 59 号 南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

○議長（橋永芳政君） 日程第 1、議案第 59 号、南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 59 号、南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 議案第 60 号 南関町課設置条例及び南関町議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 2、議案第 60 号、南関町課設置条例及び南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、南関町課設置条例及び南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第61号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第61号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第62号南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第62号南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第63号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第63号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

したがって、議案第63号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第64号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第64号南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第65号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第65号南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

○議長（橋永芳政君） これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第66号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第66号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第67号 令和3年度南関町一般会計補正予算(第3号)について

○議長（橋永芳政君） 日程第9、議案第67号、令和3年度南関町一般会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。1番議員。

○1番議員（西田恵介君） 一般会計補正予算（第3号）についてですが、歳入の2ページですが、地方特別交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金についてですが、補正額が8,531万2,000円となっております。

説明についてが、家屋償却資産の分の減税分の補填ということですが、この内訳、金額と、また件数等をお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤平君） 家屋の分につきましては、29件で、5,443万6,000円でございます。償却資産分につきましては、42件、3,087万6,000円でございます。よって、固定資産の減収分につきましてはこれで補填されますので、税額には影響がございません。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田 恵介君） 税額のほうにはやはり影響がないということではありますが、やはりこれだけ減税されているということではやはり企業のほうはですね、苦勞されていると思いますので、やはりそういったこういう交付金を含め、企業等に対してのまた今後ですね、対策等も是非していただければと思っております。以上で終わります。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

○議長（橋永芳政君） これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和3年度南関町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第68号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第68号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

○議長（橋永芳政君） これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

したがって、議案第68号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第69号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第69号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第70号 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第70号、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第71号 令和3年度南関町下水道事業補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第71号、令和3年度南関町下水道事業補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、令和3年度南関町下水道事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第72号 工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第72号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

○議長（橋永芳政君） これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第73号 工事請負契約の変更について

○議長（橋永芳政君） 日程第15、議案第73号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第74号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第16、議案第74号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第74号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第75号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議案第75号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第75号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第18、議案第76号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第76号南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第19、議案第77号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第19、議案第77号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第77号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第20、議案第78号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第78号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第21、議案第79号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第79号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第80号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第22、議案第80号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第80号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第81号 南関町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第23、議案第81号、南関町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第 81 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 24 議案第 82 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第 24、議案第 82 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 82 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第 82 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 25 議案第 83 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第 25、議案第 83 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 83 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第 83 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること

については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 26 議案第 84 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第 26、議案第 84 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 84 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第 84 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 27 委員会提出議案第 2 号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 27、委員会提出議案第 2 号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから委員会提出議案第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 委員会報告について

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について

○議長（橋永芳政君） 日程第28、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○4番議員（立山比呂志君） 令和3年12月8日、南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月10日。

件名米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永 芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。

委員長報告のとおり、継続審査とすることに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の

早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま、総務産業常任委員会委員長外から、閉会中の継続審査の件など、5件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件についてなど、5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

議会事務局長。

[議案書朗読]

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、追加日程第1から追加日程第5までの議案名を読み上げます。

追加日程第1、閉会中の継続審査について、総務産業常任委員会、陳情付託の件。
陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

追加日程第2、閉会中の継続調査について、文教厚生常任委員会

追加日程第3、閉会中の継続調査について、総務産業常任委員会

追加日程第4、閉会中の継続調査について、広報常任委員会

追加日程第5、閉会中の継続調査について、議会運営委員会

以上であります。

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号、平成30年5月31日受理の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言、訂正など、字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第7回南関町議会定例会を閉じます。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時53分